

令和6年1月15日

犬山市長 原 欣 伸 様

犬山市国民健康保険運営協議会

会長 玉置 幸哉



犬山市国民健康保険税の税率改定について（答申）

令和5年8月3日付けで諮問のありましたこのことについて、別紙のとおり答申します。



答 申

本市の国民健康保険税については、平成30年度から始まった国の制度改革に伴い、ほぼ隔年で保険税率の改定を行ってきたが、市国保事業を運営する上での「保険税必要額」と「保険税収」の差は容易に解消できず、令和4年度には、以後3年間、1割近い増税をすべきと答申した。

このため、令和5年度の税率改定においても9.5%の増税を答申したが、新型コロナウイルス感染症の影響や物価の高騰などの社会情勢に鑑み、6年度以降については、国や県への財政支援の働きかけを継続する一方で、新たな保険税負担の急増を抑制するしくみの構築を求めてきた。

本年度の協議会では、昨年度までの議論を土台としつつ、税率や応能応益の割合等について議論を重ねてきたが、当面は、保険税負担の上昇を6%程度に抑えるため、国民健康保険事業基金で賄えない財源不足分については、期間を5年間に限り一般財源から補填するべきとの結論に達した。また、応能応益割合についても、応能割部分の所得割税率が高く、中間所得者層への負担が過重になっていることから、応益割部分を改定していくこととした。

以上の協議結果に基づき、下記の4点を基本として税率等を改定するように答申する。

記

1. 令和6年度の税率改定においては、全体の課税総額を6%引き上げる。
2. 賦課限度額は、現行の法定限度額まで引き上げる。今後は、税制改正により法定の賦課限度額が改定された場合についても、速やかに改定する。
3. 令和6年度から10年度までの5年間に限り、国民健康保険事業基金に加え、市一般財源により不足額を補うことにより、激変緩和施策を実施し、財政運営が安定するところまで段階的に保険税負担を引き上げる。それ以降については、医療費の自然増の動向を注視しながら改めて税率改定について協議する。
4. 応能応益割合については、中間所得者層への負担増を緩和する目的で、概ね「応能：応益=1：1」に近づける。

<令和6年度 税率等の改定参考値>

税区分		所得割	均等割額	平等割額	賦課限度額
基礎課税 (医療) 分	改定前	7. 25 %	23,700 円	23,800 円	650,000 円
	改定後	7. 25 %	29,280 円	23,800 円	650,000 円
後期高齢者 支援分	改定前	2. 95 %	9,360 円	8,640 円	200,000 円
	改定後	2. 95 %	11,760 円	8,640 円	220,000 円
介護納付金 分	改定前	2. 47 %	9,400 円	7,000 円	170,000 円
	改定後	2. 47 %	11,760 円	7,000 円	170,000 円